特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名		
1	いちき串木野市	住民基本台帳事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いちき串木野市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

いちき串木野市長

公表日

令和7年7月30日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務					
②事務の概要	いちき串木野市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、いちき串木野市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、いちき串木野市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、いちき串木野市において住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 いちき串木野市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ③住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑤個人番号カード等を用いた本人確認 ①コンビニ交付に関する事務 なお、⑤の「個人番号カードの交付 『個人番号カード等を用いた本人確認 ①コンビニ交付に関する事務 なお、⑤の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められる。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファ					
③システムの名称	1. 住民基本台帳システム(以下「住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 宛名管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5・EUCシステム 6. 地方公共団体情報連携中間サーバシステム 7. コンビニ交付システム					
2 特定個人情報ファイル	7. コンビニ交付システム					

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 住民基本台帳ファイル(2) 本人確認情報ファイル(3) 送付先情報ファイル(4) 団体内統合宛名関係ファイル

3. 個人番号の利用

O. 個人留存の利用	
辻仝トの担 枷	1. 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項)

本中上の依拠	・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条(本人等の請求による住民票の写しの交付の特例) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報に関する命令 (命令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65, 66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (命令第2条の表における情報原会の根拠)
5. 評価実施機関における	担 当部署
①部署	市民生活課
②所属長の役職名	市民生活課長
6. 他の評価実施機関	
_	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	いちき串木野市 市民生活課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	いちき串木野市 市民生活課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	A 4

	いつ時点の計数か		F4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か			500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		F4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類	類					
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、	それぞれ重点エ	項目評価書又は全項	目評価書において、リス	ク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワー	ークシステムで	を通じた入手を除く。	,)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分で	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分で	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない						

委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分で	್ಹಾರ್]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供	ネットワークシス・	テムを通じた提供	を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分で	である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接網	しない(入手)	I]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	ごある]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[特に力をみ	【れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[+分で	である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
8. 人手を介在させる作業			[]人	手を介在させる作	業はな	elv.
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分で	である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
判断の根拠	3) 課題が残されている ■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①本人確認の徹底 ・届出・申請等の窓口において、本人確認書類(身分証明書等)として写真付きの書類または複数点の類類の提示を求めている。 ・届出・申請内容と住民記録システムに入力された内容を複数人で確認し、対象者以外の情報の入手に防止している。 ②システム上の制御・住民界の記載等に係る住民基本台帳情報以外を登録できないようにシステム上で担保している。 ③アクセス制御・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。 ④監査証跡の記録・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡(アクセスログ)を記録し、操作者がどの個とに対して何の処理を行ったかを追跡可能にしている。 ■特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 【移行作業時におけるリスクに対する措置】 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。・移行の外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。・かステム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読む取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。					

9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 [O]外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 (選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>
判断の根拠	特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、研修やeラーニングを実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対してはフォローアップを行うなど、関係する全ての職員等が研修を受講するための措置を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は十分であると考えれる。 ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続 的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。・・カラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。・・カンス共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて必要に応じてセキュリティバッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。

変更箇					
支更日	項目	変更前の記載 今後、総務省令により機構に対する事務の一	変更後の記載 総務省令により機構に対する事務の一部の委	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日 平成28年4月1日	I-1-2	部の委任が認められる予定である。	任が認められる。	事後	
平成28年4月1日 平成28年4月1日	I -5-② II-1	萩原清美 2014/12/1	對出義和 2016/4/1	事後	
平成28年4月1日	II-2	2014/12/1	2016/4/1	事後	
平成29年4月1日	I -5-(2)	野田義和	模元京子	事後	
平成29年4月1日	II — 1	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	II -2	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成30年4月1日	II — 1	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年4月1日	II-2	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成31年4月1日	I-5-②	市民課長 榎元京子	市民課長	事後	様式変更によるもの
平成31年4月1日	II — 1	2018/4/1	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	II-2	2018/4/1	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	IV		項目追加	事後	様式変更によるもの
令和2年1月1日	II — 1	2019/4/1	2020/1/1	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和2年1月1日	II -2	2019/4/1	2020/1/1	事後	特定個人情報保護評価の再 実施
令和3年4月1日	5-①	市民課	市民生活課	事後	組織機構見直しによる
令和3年4月1日	5-(2)	市民課長	市民生活課長	事後	組織機構見直しによる
令和3年4月1日	7	いちき串木野市 市民課	いちき串木野市 市民生活課	事後	組織機構見直しによる
令和3年4月1日	8	いちき串木野市 市民課	いちき串木野市 市民生活課	事後	組織機構見直しによる
令和3年4月1日	II - 1	2020/1/1	2021/4/1	事後	**************************************
令和3年7月1日	I -1-2	2001 (4/1	⑪コンビニ交付に関する事務	事後	事業開始による追加
令和4年4月1日 令和5年4月1日	II -1. 2	2021/4/1	2022/4/1 2023/4/1	事後	
令和5年4月1日 令和6年4月1日	II-1, 2	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和7年4月1日	-	2023/4/1 令和6年4月1日	2024/4/1 令和7年4月1日	事後	
#1HF#1HF	m 1, 6	〒和6年4月1日 1. 番号法	下和/年4月1日 1、番号法	争议	
		- 第7条(指定及び通知) - 第16条(本人確認の措置)	(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知)		
		・第10条(本人雑誌の指直) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2 住基法	・第7条(指足及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)		
		・第5条(住民基本台帳の備付け)	2、住基法		
		・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等)	(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成)		
		・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し 第00を付)	 第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 第8条(住民票の記載等) 		
令和7年4月1日	1 - 2 - 2	等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の	 ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) 	事後	
常和/年4月1日	1-3-3	写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保	の父付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の	事伎	
		するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受け	与し の交付の特例)		
		ている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事へ	・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保 す		
		の本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市	るための措置) ・第22条(転入届)		
		町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12	第24条の2(個人番号カードの交付を受けてい		
		(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提	る者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事へ		
		供)	の本人確認情報の通知等)		
		(別表第二における情報提供の根拠)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び番号法第19条8号に基づく利用		
		・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情	特定個人情 報に関する命令(命令第2条の表における情報		
		報」が含ま れる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、2	提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう		
		0, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40,	ち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関 係情報」が含		
令和7年4月1日	I -4-(2)	42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 6 6, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94,	まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、2 8、37、39、48、53、57、58、59、63、65	事後	
		96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 11	66、6 9、73、75、76、81、83、84、86、87、91、		
		1、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠)	92, 96, 106, 108, 110, 112, 115, 11 8, 124, 1		
		・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提	29, 130, 132, 136, 137, 138, 141, 14 2, 144, 149, 150, 151, 152, 155, 15		
		供ネットワークシステムによる情報照会は行わ ない)	6、158、1 60、163、164、165、166の項)		
			(命令第2条の表における情報照会の根拠)		
令和7年4月1日	IV-2, 3, 4, 5, 6, 7, 9	特に力を入れている	十分である	事後	
		1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住 基システム」という。)	1. 住民基本台帳システム(以下「住基システ		
		基ンステム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム	1. 住民基本音帳ンステム(以下)住基ンステム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※)		
		3. 団体内統合死名システム 4・中間サーバ ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す	 宛名管理システム 		
令和7年6月20日	I -1-3	「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファ	4. 団体内航台宛名ンステム 5・EUCシステム 6. 地方公共団体情報連携中間サーバシステ	事後	
		イル」は、 住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素 の内、市町村CSにおいて管理されているため、	<u>ل</u>		
		住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町	7. コンビニ交付システム		
		村CS部分について記載する。	=		
令和7年6月20日	I -2		(4) 団体内統合宛名関係ファイル ■経常作業時におけるリスクに対する措置とし	事後	
1			ては、以下を講じている。 ①本人確認の徹底		
1			・届出・申請等の窓口において、本人確認書類 (身分証明書等)として写真付きの書類または複		
			数点の書類の提示を求めている。 ・届出・申請内容と住民記録システムに入力さ		
			れた内容を複数人で確認し、対象者以外の情 報の入手を防止している。		
			(2)システム上の制御 ・住民票の記載等に係る住民基本台帳情報以		
令和7年6月20日	IV-8		外を登録できないようにシステム上で担保して	事前	
			いる。 ③アクセス制御 ・シ・スティ を利用する必要がある際品を特定		
			・システムを利用する必要がある職員を特定 し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認		
			証を実施している。 ④監査証跡の記録 ・場件者による物質から物質を含まっての		
			・操作者による認証から認証解除を行うまでの 間、監査証跡(アクセスログ)を記録し、操作者		
			がどの個人に対して何の処理を行ったかを追 跡可能にしている。		
			特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施 やアネス書機等に保険することも機能してい		
			錠できる書棚等に保管することを徹底している。USBメモ		
			リは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。不要文書		
			を廃棄す る際は、特定個人情報が記録された書類等が		
			混入していないか、複数人による確認を行って いる。		
			ガバメントクラウドにおける措置		
令和7年6月20日	IV−11		①物理的安全管理措置・ガバメントクラウドについては政府情報シス	事前	
			テムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録 されたクラウドサービスから調達することとして		
			おり、システムのサーバ等は、クラウド事業者が 保有・管理する環境に構築し、その環境には認		
			保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。		
			事前に許可されていない装置等に関しては、		
			外部に持出できないこととしている。 ②技術的安全管理措置 		
		+	・国及びクラウド事業者は利用者のデータに		